平成２２年（フ）第７６５号
千葉県船橋市新高根２丁目12番35号
破産者　近藤幹一郎
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９４５号
千葉市若葉区愛生町116番39、住民票上の住所千葉県白井市根1847番地の28
破産者　村井　栄一
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４４号
北海道苫小牧市川沿町３丁目３番22号
破産者　松田　早苗
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４２９号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字宮ケ崎23番地の４
破産者　有限会社リョーコー空調
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５８号
仙台市若林区伊在字東通10番１号
破産者　有限会社オートガレージブーン
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１７号
千葉県八千代市村上1958番地　ＴＫ八千代208号
破産者　土江　吾朗
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
千葉県香取市羽根川106番地、破産手続開始決定時の住所千葉県香取市佐原イ1701番地
破産者　イシヅカリビックこと　石塚　壹也
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第２５７号
神奈川県秦野市今川町１番２号
破産者　有限会社伊豆清
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３２０号
神戸市中央区熊内通８丁目４番６号
破産者　曽川商事有限会社
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６４号
東京都立川市錦町１丁目10番16号
破産者　株式会社コンディック
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９６５号
東京都立川市砂川町８丁目45番地の５
破産者　福本　孝司
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１４１号
東京都八王子市元八王子町２丁目1963番地１レジデンス・メルベーユ301号
破産者　畠山　勝美
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４７３号
居所東京都小金井市前原町４－４－47　小金井病院入院中、住民票上の住所東京都江東区東砂６丁目７番６－803号
破産者　渋谷　長造
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３３５９号
開始決定時の住所横浜市都筑区長坂６番36号
破産者　被相続人青木繁充相続財産（開始決定時の表示青木繁充）
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２２３号
長野県上田市住吉馬場11番地10
破産者　株式会社日昇堂
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７８号
岐阜市加納花ノ木町19番地
破産者　株式会社ジユニアーダイエー
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５４号
岐阜県瑞穂市穂積1523番地　パレ・ヒロコウジ20Ｂ、開始決定時の住所岐阜県瑞穂市古橋1720番地３
破産者　野見山　龍
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８７号
静岡県浜松市中区北寺島町401番地の１
破産者　有限会社小出工業所
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
静岡県浜松市浜北区沼315番地
破産者　有限会社辰栄興業
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
滋賀県湖南市下田1294番地３
破産者　株式会社Ｇ貴晶
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
京都府亀岡市篠町王子市原60番地の１
破産者　有限会社パルコ
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
熊本市八島２丁目４番８号
破産者　株式会社オールフイッシュ
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部